

一般廃棄物処理業許可証

住所 河東郡鹿追町鹿追北 5 線 2 番地 2 3
 氏名 有限会社 健勝重建
 代表取締役 相澤 政則 様

令和 4 年 8 月 1 2 日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり許可をします。

事業の範囲	収集・運搬・中間処理・最終処分の別	収集・運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	木くず（剪定木・流木）、スキ取り物（ボサ）、伐根物
営業所の所在地及び名称		河東郡鹿追町鹿追北 5 線 2 番地 2 3 有限会社 健勝重建
許可期間		令和 4 年 9 月 1 日から 令和 6 年 8 月 3 1 日まで
一般廃棄物の収集を行うことができる区域		士幌町内一円
許可条件	収集した廃棄物の搬入場所	士幌町が別に定める搬入場所
	その他	事業実施に当たって各種関連法規及び士幌町長の指示する事項を遵守すること。 士幌町の許可車であることを表示すること。

令和 4 年 8 月 1 6 日

士幌町長 高木 康 弘

